

児童館の機能と活動内容についての一考察(2)

— コミュニティ形成への可能性 —

A study on Functions and Activities of Children's Center (Part II)
-Focusing on possibility for Community Formation-

小 栗 正 裕

Masahiro Oguri

児童館の機能と活動内容についての一考察(2)

— コミュニティ形成への可能性 —

A study on Functions and Activities of Children's Center (Part II)

-Focusing on possibility for Community Formation-

小 栗 正 裕 *

Masahiro Oguri

はじめに

最近、「孤育て」という言葉を聞くことがある。「孤育て」とは、「子育て」をもじった造語であり、「夫や親族の協力も得られず、近所との付き合いもなく孤立した中で母親が子供を育てている状態」を意味する¹。似た意味の言葉として「ワンオペ育児」という言葉も聞かれる。夫など配偶者の協力もそうだが、親族の協力や近所との付き合いも無く孤立した中で子育てをする親の姿については、耳にすることは多い。

しかし、こうした状態は最近になってからのことではない。1998（平成10）年の『厚生白書』にも「近隣に人間関係が希薄なため、近所のおばさんの子育てについての助言や緊急時の支援、近所の大人からの子どもたちへの様々な働きかけ、といった、住民の自発性に基づく非制度的な子育て支援を受けられないまま（中略）子育てが地域から切り離され、母親と学校だけで担うものとなっていった」²との指摘がなされている。それから四半世紀が経過したが、この指摘は今日にもほぼそのまま当てはまる。

地域における子育て支援とは、1994（平成6）年のエンゼルプラン以降進められてきた子育て支援施策の中にも位置付けられ、地域子育て支援拠点事業は2022（令和4）年度には全国で7,970箇所において実施されている³。ここでは①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談、援助の

実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施が基本事業として行われ、その取り組みは進んでいるように見える。

しかし、にもかかわらず「孤育て」が語られているのはなぜだろうか。先に紹介した地域子育て支援拠点事業において行われる子育て支援は重要ではあるが、それとともに、顔の見える人間関係に基づいた非制度的な子育て支援は、今でも地域に見ることは少ないのではないだろうか。地域における子育て支援は、一方では地域という場において子育ての交流、相談、情報が得られる条件は整えられてきたものの、集団としての地域社会をつくり出し、地域に「子育て支援力」を生み出すための取り組みは、四半世紀前の『厚生白書』の指摘以降も、あまり進んでいないのではないだろうか。「孤育て」とは、このように古くて新しい課題であるとも言える。

本稿では、このような関心から地域における児童館のコミュニティ形成への可能性について探ってみることにしたい。

I 地域社会の現在

(1) 地域社会の弱体化

高度経済成長期における大都市圏への人口集中は、その周辺を郊外化させた。大都市周辺部には広大な新市街地が小都市や農村地帯を巻き込んで形成され、土着層を中心とした旧住民に加え、ホワイトカラー層を

* 福岡女学院大学

中心とした新住民の混住地域を形成した。このことは、男性ホワイトカラー層を中心に居住する地域社会にほとんど関心を持たない人々を大量発生させた⁴。

これとともに広がってきたのが都市的生活様式である。それまでの村落における生活様式と都市的生活様式の差異として挙げられるのは、共同の原則的なあり方である。村落においては非専門家・住民による相互扶助的な共同処理であるのに対して、都市では専門家・専門機関による金銭を対価とする専門処理をその仕組みとする。そして、専門処理中心の生活においては、人々の人間的な接触が減少する。この都市的生活様式は都市のみならず、村落にも侵入して組み入れられていく⁵。

その結果、住民による相互扶助的な共同は生活上、不可欠なことでは無くなり、地域社会から「共同性」が失われていく。この問題は高度経済成長期の後半にはすでに問題にされており、1969（昭和44）年に国民生活審議会コミュニティ問題小委員会は『コミュニティ生活の場における人間性の回復』という報告書を提出している。その中で、かつての村落などに存在した伝統的隣保組織は新しい生活の場に対して適合性を欠くこと、地域共同体の機能が生活に不可欠ではないとの認識が高まると、わずらわしさからの解放に大きな価値が見出されるようになったことについて指摘している⁶。

この伝統的隣保組織とは町内会・自治会などを指すが、その特性として、①世帯単位、②全戸強制加入、③包括的な機能、④行政の末端補完機能が挙げられる⁷。つまり、これらへの加入は本人の意思によらない強制加入であり、その目的も「地域社会の向上」など曖昧なものを掲げてあらゆる活動を行っているのである。その一方で町内会・自治会はあくまで任意団体なのであり、近年ではその加入率の低下も話題となっている。例えば、東京都では町会・自治会の加入率について、数値が確認できるもので2003（平成15）年の加入率が約61%であったのが、10年後の2013（平成25）年度には約54%に低下している⁸。こうした加入率低下と高齢化によって、担い手不足の問題が生じ、さらには役員の負担の大きさから町内会・自治会が解散される事例も生じている⁹。

（2）地域の「まなざし」喪失

子どもにとっての地縁団体としては「子ども会」が先ず挙げられるが、こちらも加入率の低下が問題となっている。田中ら¹⁰が全国子ども会連合会がホームページ上で公開している数値をまとめたところでは、2008（平成20）年の子どもの加入者数が約338万人に対して、2019（令和元）年は約225万人に減少しており、この減少幅は子どもの減少幅よりも大きい。また、例えば北九州市における単位子ども会数と市内小学校児童数を分母とする加入率の推移では、ピークである1983（昭和58）年の単位子ども会数が北九州市子ども会連合会所属のもので1,280団体で加入率が71.2%であったのが、2011（平成23）年には160団体で加入率は6.6%、同連合会非所属の子ども会を合わせても17.6%に低下している¹¹。

田中ら¹²がH県F市E小学校区で実施されたアンケートを紹介したところでは、子ども会に入会しない理由として「役員の負担」を挙げる回答が多い。他にも、インターネット上には子ども会について、地区により子ども会への加入が事実上強制されていたり、退会することが出来ないなどの声が散見される。こうした強制加入や担い手不足の問題、そして団体数の減少は先に述べた町内会・自治会の問題とも重なって映る。

町内会・自治会の加入率が高く、子ども会の加入率も同様に高かった時代には、地域の大人たちは互いに顔の見える付き合いをし、またその地域に住む子どもともある程度、顔の見える関係を持っていたであろう。子ども会においては地域の大人が育成会のメンバーをして子ども会活動を支えており、そうした繋がりから地域の多くの子どもの顔を知り、また地域にあって子どもたちにまなざしを向けていたことと思われる。しかし、子ども会の加入率が低下していくことで、地域の大人たちが地域の子どものと関わる機会が減少して子どもと顔の見える関係が築かれなくなり、地域の大人から子どもへ向けられるまなざしが失われているものと考えられる。

（3）コミュニティ形成への期待

先に挙げた国民生活審議会コミュニティ問題小委員会の報告書では、人々の協力と信頼の上に展開される生活の領域が存在することについて述べ、その上で

「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」として、従来の古い地域共同体とは異なる「コミュニティ」を提起している¹³。

この報告書は、もともと社会学の専門用語であった「コミュニティ」を「地域社会」とは異なる別の用語として用いた意味でユニークなものであった。現状の地域社会あるいは地域共同体を指す実体概念でなく、大都市の未来の望ましい地域社会のあり方を意味する期待概念としてカタカナ語の「コミュニティ」を用いたのである¹⁴。旧来の伝統的隣保組織を中心とした地域共同体の弱体化に対して、その単純な再強化ないし復権を意図するのではなく、新しい時代に適合した地域社会の共同の姿としてコミュニティは提起されたのである。

1971（昭和41）年には、中央社会福祉審議会より『コミュニティ形成と社会福祉』という答申を行っている。この中で、経済成長と人口移動と地域住民の生活様式や生活意識の変革、生活の自然的、社会的環境の悪化に対して既存の地域共同体は対応することができず解体の方向をたどりつつあるが、これにかわる新しい地域社会が形成されないまま、住民の多くは孤独な不安な生活を余儀なくされているとして、新しい地域社会すなわち「コミュニティ」の形成なくして国民の生活福祉の向上を期することはできないと述べている。そして、ここでコミュニティについて「地域社会という生活の場において、市民としての自主性と主体性と責任とを自覚した住民によって、共通の地域への帰属意識と共通の目標をもって、共通の行動がとられようとする地域社会の条件であり、またこれを支えるその態度のうちに見出されるもの」と定義し、また「生活環境を等しくし、かつ、それを中心に生活を向上せしめようとする方向に一致できる人々が作り上げる地域集団活動にこそ、コミュニティが醸成される」とした¹⁵。

この答申の中では社会福祉におけるコミュニティ活動、さらに地域住民の利用に供される地域福祉施設の設置が提言されている。その中には専門的施設として児童会館が含まれたほか、小地域に設けられる地区福祉館には児童館の機能をあわせ持つことも可能とされ

た¹⁶。しかし実際には答申の2年後の1973（昭和48）年に起こった第一次石油ショックで高度経済成長期が終わりを告げ、国や自治体も財政難となったため、これらの施設の整備は進んでいない¹⁷。

都市における新しい共同の座標軸の説明を試みたものとして、奥田道大の「コミュニティ・モデル」が知られる¹⁸。奥田は、古い「地域共同体」モデル、それが崩壊して新たなモデルが見出せない過渡期の「伝統的アノミー」モデル、共同体的価値秩序が完全に消滅した後に生じる権利要求型の「個我」モデル、それらの後に都市化の成熟に伴って移行しうる「コミュニティ」モデルの分析枠組みを提示し、「コミュニティ」モデルにおいては地域社会とのかかわりは住民主体の生活基盤として選択されるとした。そして、コミュニティにおける組織は小集団中心の多彩なクラブ、サークル活動と町内会・自治会をつなぐ地域づくり・まちづくり型の組織が目指される。

II 地域における児童館の機能と特性

児童館は、児童福祉法第40条に「…児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする」と規定される児童厚生施設のひとつである。機能等により種別があり、小型児童館、児童センター、大型児童館（A型・B型・C型）がある。2021（令和3）年10月現在で、4,347館（うち小型児童館は2,509館）が設置されている。

児童館の運営の基本的な児童を国により示されたものとしては、1990（平成2）年に厚生事務次官通知として出された「児童館設置運営要綱」や、2011（平成23）年に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として発出された「児童館ガイドライン」がある。同ガイドラインは2018（平成30）年に厚生労働省子ども家庭局長通知として改正が行われている。同ガイドラインでは、児童館の特性として、①拠点性、②多機能性に並び、以下の通り③地域性が挙げられている。

第1章 総則 3 施設特性

(2)児童館の特性

③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安

全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

特に小型児童館について「児童館設置運営要綱」では「小地域を対象として」と記されている。小地域の範囲について明確にすることは難しいが、例えば藤井は「地域住民が地域の合意形成図りやすい自治的基盤を有した身近な日常生活圏域」と説明し、具体的には班・組等の近隣から自治会域、広くても地区、小学校区、公民館域までの範囲としているように¹⁹、概ね町内会・自治会から小学校区程度までの範囲と考えられる。実際にはすべての小地域に小型児童館が設置されているわけではなく、実際にはもう少し広い範囲を想定しなければならないが、相当に身近な地域に密着した運営が意図された施設であると考えることが出来る。

さらに、同ガイドラインの中で児童館の機能・役割が示されているが、地域における役割として、以下のように示されている。

第3章 児童館の機能・役割

5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

児童館における地域組織活動について、「児童館設置運営要綱」には小型児童館の機能として「母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成功長を図る」と記載されている。母親クラブは1948（昭和23）年に厚生省家庭局から「母親クラブ結成及び運営要綱」が出されてから地方公共団体による育成が進み、1974（昭和49）年には全国組織である「全国母親クラブ連

絡協議会」が発足した。その後、名称についての問題提起があり「全国地域活動連絡協議会」（愛称：みらい子育てネット）に改称されて現在に至っている。全国組織の事務局は、全国児童館連絡協議会の事務局と同じく、一般財団法人児童健全育成推進財団内にある。活動の柱として①親子や世代間の交流・文化活動、児童養育に関する研修活動、児童事故防止のための活動、児童福祉の向上に寄与する活動、日曜等児童館利用活動の5つを掲げている²⁰。このように、母親クラブ（みらい子育てネット）は児童館と二人三脚をなす公式・公認の地域組織活動と見ることも出来るが、これ以外の地域組織活動の育成に携わったり、その他の地域組織との連携を行うことがあっても良いだろう。

地域には先に挙げた町内会・自治会や子ども会、母親クラブの他に、それぞれに取り組む課題を持って活動するボランティアやNPOなどもある。児童館ガイドラインには書かれていないが、直接子ども・子育てに関連しない団体、例えば商店会・商工会、農協などもある。地域にある個々の商店や企業との連携の可能性もある。例えば、一般財団法人児童健全育成推進財団が2015（平成27）年に国庫補助を受けて作成した研修用DVD教材『見る児童館Ⅱ』では、東京都八王子市の児童館が地元の商店街と連携してイベントを行った事例を紹介している²¹。こうした団体も子どもが交流し、繋がることで子どもの体験の幅が広がり、また地域に子どもの健全育成に向けたネットワークも広がるとも考えられる。

Ⅲ コミュニティを繋ぐもの—「共楽」から「共苦」へ

21世紀に入った頃より、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）という概念が注目されてきた。2003（平成15）年、内閣府国民生活局は日本総合研究所に委託して『ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』という報告書を出している。続いて2005（平成17）年には内閣府経済社会総合研究所により『コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書』が出されている。これらの報告書はロバート・パットナムの「人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、『信頼』『互酬性の規範』『ネッ

トワーク』といった社会組織の特徴」という定義をもとにしている。このうち2003（平成15）年の報告書ではボランティア・NPO・市民活動に参加している人はそうでない人と比べ人を信頼できると思う人が相対的に多く、人を信頼できると思う、近隣でのつきあいや社会的な交流の活発な人たちはそうでない人と比べボランティア・NPO等に参加している人が相対的に多く、ソーシャル・キャピタルの培養と市民活動の活性化は互いに他を高めていく「ポジティブ・フィードバック」の関係の可能性があると指摘している²²。

マッキーヴァーはコミュニティを基礎的社会ととらえ、何らかの共通の関心事を他達成するために派生的な集団としてアソシエーション（機能集団）を発生させると考えた²³。越智昇は町内会による公認でないボランティア・アソシエーションについて、問題解決的な道具的指向を主とするタイプと文芸や趣味、スポーツなど表出的指向を主とするタイプがあり、前者を支えるエートスをルソーになぞらえて「共苦」、後者を「共楽」と呼んだ。そして、共楽的なものは即時的な欲求充足であることから誰にでもわかりやすいが、共苦的なものはわが子・わが家の問題で無ければかなり理解されにくく、共楽的なものによって人間の多様な関心のストックが重視される地域性を発展させていかなければ、共苦的共感形成を拡大させていくことは無理との認識を示している²⁴。

地域における住民の共同が生まれるためには、共通の関心事が必要であるものと思われるが、それには問題解決的な「共苦」の他、「共楽」が考えられる。例えば子どもの預け合いや登下校・放課後の安全の確保、子育てにおける困りごとの相談などは問題解決的な側面を含み、その意味では共苦的とも言えるが、共通の関心事として捉えられるのは多くは当事者とその周囲の人だろう。そこでもう一つの方向性として共楽的な関心事による共同の経験を重ねることで人々の内に社会関係資本を築いていくという筋道が考えられよう。

ここでの「共楽」は趣味や文芸、スポーツなどに限らない。日常的な子育ての喜びを語り合うこと、お茶を飲んで語らうこと、音楽を聴くことなどでも良い。アソシエーションとして特定の機能を果たすこと以前

に、共通の関心事で集い、繋がることに意味があるとも考えられる。大人にとっての共楽もあるが、子どもの「共楽」、大人が子どもと共にする「共楽」もある。そもそも子どもが地域にある児童館で遊ぶこと自体「共楽」と言えるが、児童館における各種のクラブ・サークル活動、児童館のイベントを子どもたち自身で企画して取り組むこと、親子にあっては子育て支援として取り組まれる遊びの会としての「子育てサロン」などその例として考えることが出来るだろう。

こうした活動で共同の経験、社会関係資本を蓄積した先に、さらなる共同の姿が見えてくるようにも思われる。

IV 児童館の可能性と課題

(1) 地域と子ども・家庭のあいだをつなぐ

児童館ガイドラインでは児童館の活動内容として以下のように示されている。

第4章 児童館の活動内容

6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (2) 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (3) 子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
- (4) 地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

ここでは、特に(2)に着目したい。特に小型児童館の対象として小地域が考えられた理由としては、より児童館が所在する地域に密着し、その地域の住民との双方向の交流によって児童の体験の機会を創出すると共に、地域ぐるみで子育てをする機運を地域に醸成する

ことが挙げられるであろう。

特定非営利活動法人日本NPOセンターが主催し、一般財団法人児童健全育成推進財団が協力して「子どものための児童館とNPOの協働事業（通称：NPO どんどこプロジェクト）」が2007（平成19）年から2020（令和2）年度まで行われた。この事業は、地域の課題に主体的に取り組んでいるNPOと児童館が連携することにより、子どもが地域の資源や課題に触れる機会を提供し、子どもたちと地域が共に気づき、学び合う環境を作ることを目指して始められ、2020（令和2）年までに321児童館において246プロジェクトが実施された。この事業は2020（令和2）年度をもって終了しているが、その成果をもとに複数の事例を含めた実践ハンドブックが日本NPOセンターより刊行されている²⁵。この事業について日本NPOセンター事務局長の吉田建治氏は、「本事業では、湧き出るように『どんどこ』協力者が現れる場面をたびたび目にします」と振り返っている。これらは地域で活動するNPOと児童館を利用する子どもたちが共通の関心事を共有して交流する優れた取り組みとして見ることも出来よう。

こうしたNPOと児童館の出会い、また先述したように直接子ども・子育てに関連しない団体であっても出会い、繋がることで、共に地域の子どもの健全育成を支える存在となる可能性がある。そのためには、児童館の職員（児童厚生員）は、絶えず地域の各種の組織に対してアンテナを張り、コミュニケーションを取ることが必要である。

地域の大人・子どもの「共楽」そして「共苦」の共通の関心事を掘り起こし、それに向けて活動の場を設け、あるいはそれに向けて共同する仕組みをつくり、そのために人々あるいは組織を巻き込んでいく役割を果たすことが、児童館および児童厚生員には可能であるし、求められているようにも思われる。

（2）「自由参加」をめぐる

先に挙げた国民生活審議会コミュニティ問題小委員会によるコミュニティの定義では、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集

団」とされる。そこで大切にされるべき原理は、特定の共通課題（目標）のもとにした「自主的」な参加であると思われる。

児童館ガイドライン第1章「総則」3「施設特性」において、「自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設」であり、また「子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり…できる」と示されている。児童館の基本的な機能に「自由来館」があり、特に予約や申し込みを必要とせず、自由に遊びのために訪れることが出来る。もちろん、気持ちが向かなければ来ないことも出来る場所である。大人に決められて、あるいは指示されて「居させられる場所」ではない。基本的にそのような自由な場所であるから、大人に対しても来館は自由であるべきであろう。同ガイドライン第4章「児童館の活動内容」5「子育て支援の実施」には「子どもと保護者が、自由に交流できる場を提供し」とあるように、子どもも、保護者（大人）も「自由に」来館し、交流出来る場所が児童館であると考えられる。

その意味で、児童館は優れて「コミュニティ的」な場所とも言え、コミュニティ形成の目標との親和性も高いのではないだろうか。

おわりに

本稿では、児童館が地域の「子育て支援力」としてのコミュニティを形成するための児童館の可能性について、コミュニティの概念の整理と児童館ガイドラインをもとに検討を試みた。

2023（令和5）年4月に内閣府の外局として「こども家庭庁」が設置されたが、その政策として「こどもの居場所づくり」が含まれている。同年12月1日にこども家庭審議会の答申として『こどもの居場所づくりに関する指針』が出され、こどもの居場所づくりを進める方向性が示されたがその中で、活用する既存の地域資源として児童館が明示されている²⁶。そして同月に成立した政府の補正予算において、児童館の整備にかかる補助率について、中・高生世代の居場所づくりなどの機能強化を図る場合には嵩上げが行われることとされた。児童館は2006（平成18）年の4,718館をピークに、これまで減少傾向であるが、ここに来て

「こどもの居場所づくり」が政策として登場して、それとともに児童館にも光が当てられつつある。『こどもの居場所づくりに関する指針』ではその背景として、また基本的な視点として地域コミュニティに関する言及もある。子どもの「居場所」を支え、まなざしを送り、子育てを支えるコミュニティの形成への役割を果たしうる可能性を持つ児童館について今後、ますます光が当てられ、その積極的な活用と設置の推進を期待したい。

【参考文献】

一般財団法人児童健全育成推進財団編 2015『児童館論』（児童館・放課後児童クラブテキストシリーズ）一般財団法人児童健全育成推進財団
小栗正裕 2023「児童館の機能と活動内容についての一考察—「居場所」としての機能を中心に」福岡女学院大学紀要 人間関係学部 (24), pp.31-38
木下勇・寺田光成編 2023『子どもまちづくり型録』鹿島出版会

【註】

¹ 小学館 デジタル大辞林
² 厚生省 1998『厚生白書』ぎょうせい, p.126
³ こども家庭庁「地域子育て支援拠点事業令和4年度実施状況（令和5年8月4日一部修正）」
⁴ 倉沢進 1998『コミュニティ論』放送大学教育振興会, p.28
⁵ 倉沢進 1998 前掲書, pp.38-45
⁶ 国民生活審議会コミュニティ問題小委員会 1969『コミュニティ—生活の場における人間性の回復』
⁷ 倉沢進 1998 前掲書, p.50
⁸ 東京の自治のあり方研究会 2015『東京の自治のあり方研究会 最終報告』
⁹ 玉野和志 2022「自治会・町内会のこれまでとこれから」DIO (372), 連合総研, pp.15-18
¹⁰ 田中卓也ほか 2020「日本における「子ども会」の現状と新しい時代に向けてのあり方に関する一考察」環境と経営 (26), p.54

¹¹ 北九州市 2012『北九州市基本計画見直しに向けた調査・分析データ集』
¹² 田中卓也ほか 2020 前掲書 p.55
¹³ 国民生活審議会コミュニティ問題小委員会 1969 前掲書
¹⁴ 森岡清志編 2008『地域の社会学』有斐閣アルマ, p.29
¹⁵ 中央社会福祉審議会 1971『コミュニティ形成と社会福祉（答申）』
¹⁶ 中央社会福祉審議会 1971 前掲書
¹⁷ 山手茂 1999「地域福祉とコミュニティ」福祉士養成講座編集委員会編『地域福祉論（三訂・社会福祉士養成講座）』中央法規, p.22
¹⁸ 奥田道大 1983『都市コミュニティの理論』東京大学出版会
¹⁹ 藤井博志 2018「小地域福祉活動とまちづくり」上野谷加代子・斉藤弥生編『地域福祉の現状と課題』放送大学教育振興会
²⁰ 全国地域活動連絡協議会ホームページ <http://www.hahaoya-club.ne.jp/>（2023年12月2日アクセス）
²¹ 一般財団法人児童健全育成推進財団 2015『見る児童館Ⅱ（DVD教材）』
²² 内閣府経済社会総合研究所編 2005『コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書』, p.4
²³ R.M. MacIver; *Community: A Sociological Study*, 1917（中久郎・松本通晴監訳 1975『コミュニティ』ミネルヴァ書房）
²⁴ 越智昇 1982「コミュニティ経験の思想化」奥田道大ほか『コミュニティの社会設計』有斐閣選書, pp.167-169
²⁵ 子どものための児童館とNPOの協働事業事務局 2021『地域とつながる児童館づくり実践ハンドブック～「子どものための児童館とNPOの協働事業」から学ぶ協働のコツ』特定非営利活動法人日本NPOセンター
²⁶ こども家庭審議会 2023『こどもの居場所づくりに関する指針（答申）』

